

# 社会福祉法人現況報告書

## 平成 28 年4月1日現在

### I 基本情報

所轄庁	市						
法人名	初月保育園運営協議会	主たる事務所の所在地	〒 780 - 0985 高知市南久万58-2	電話番号	088 - 872 - 6798	FAX番号	088 - 822 - 9229
ホームページアドレス	<a href="http://www.ans.co.jp/n/mikaduki/event.html">http://www.ans.co.jp/n/mikaduki/event.html</a>	メールアドレス		設立認可年月日	昭和63年10月24日	設立登記年月日	昭和63年11月1日
代表者	氏名	年齢	住所	職業	就任年月日		
	中城 智子	非公表	-	非公表	-	平成6年12月1日	

### II 事業

社会福祉事業	種類	施設名・事業所名	公表/非公表	所在地	事業開始年月日	定員	実施形態	
							各分野の事業が同一施設(敷地)で実施	全ての事業が同一施設(敷地)で実施
児童福祉	第一種						○	○
	第二種	保育所	公表	高知市南久万58-2	S63.11.1	120		
老人福祉	第一種						○	○
	第二種							
障害者福祉	第一種						○	○
	第二種							
その他	第一種						△	△
	第二種							

公益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業 6 子育て支援に関する事業 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業 8 ボランティアの育成に関する事業 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等) 10 社会福祉に関する調査研究等 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、地域支援事業を市町村から受託する事業 13 有料老人ホーム 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業 15 公益的の事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業 16 その他 ( )					
収益事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル 2 駐車場の経営 3 公共的、公共的施設内の売店の経営 4 その他 ( )					
その他の事業	種類(番号を記載)	施設名・事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 4 災害時における各種支援活動の実施 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 6 他法人との連携による人材育成事業 7 その他 ( )					



	定員		現員					資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員への出席回数
	氏名	職業	任期	親族等特殊関係者の有無			理事の親族	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	地域の代表者	施設長	利用者の家族の代表	その他				
				親族	他の社会福祉法人の役員	その他											
評議員			～														
			～														
			～														
			～														
			～														
			～														
			～														
			～														
			～														
			～														
施設長	施設名		氏名		就任年月日		法令等に定める資格の有無										
	初月保育園		志村眞弓		平成13年4月1日		有										
職員	常勤専従	常勤兼務		非常勤													
		換算数		換算数													
	法人本部																
	施設	16		1	1												
理事会	開催年月日		出席者数	書面出席者数	監事出席の有無	決議事項											
	平成27年5月28日		7	7	有	平成26年度初月保育園 施設会計・本部会計・歳入・歳出、決算報告並びに保育事業報告。保育園の近況報告。											
	平成27年11月27日		8	8	有	高知市の監査報告。高知市民間保育保育士等処遇改善費 運営規定の件。平成27年度補正予算書(案)。											
	平成28年3月29日		8	8	有	保育園の近況報告。 平成27年度初月保育園 歳入・歳出、3月補正予算書(案)。平成28年度初月保育園 歳入・歳出、当初予算書(案)											
評議員会	開催年月日		出席者数	監事出席の有無	決議事項												
監事監	監査年月日		監査者	監査報告の有無	指摘事項						改善事項						

監事監 査				

IV 資産管理

平成 28 年3月31日現在

不動産 の所有 状況	所在地	面積	評価額(千円)	担保提供の状況				
				提供年月日	借入額(千円)	借入先	償還期限	所轄庁の 承認の有 無
基本 財産	土地							
	建物	高知市南久方58-2	805.04㎡	120,440				
運用 財産	土地							
	建物							
公益 事業 用財産	土地							
	建物							
取 益 事 業 用 財 産	土地							
	建物							



## 資金収支計算書

(自) 平成 27 年 4 月 1 日 (至) 平成 28 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 社会福祉法人初月保育園運営協議会

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入	保育事業収入	113,371,880	114,735,810	-1,363,930	
		借入金利息補助金収入	64,902	81,512	-16,610	
		経常経費寄付金収入	75,000	75,000	0	
		受取利息配当金収入	20,000	19,070	930	
		その他の収入	690,830	723,493	-32,663	
	<b>事業活動収入計(1)</b>		<b>114,222,612</b>	<b>115,634,885</b>	<b>-1,412,273</b>	
	支出	人件費支出	80,994,156	80,352,331	641,825	
		事業費支出	18,503,025	18,013,589	489,436	
		事務費支出	8,297,530	8,179,025	118,505	
		支払利息支出	81,512	81,512	0	
その他の支出		638,830	640,210	-1,380		
<b>事業活動支出計(2)</b>		<b>108,515,053</b>	<b>107,266,667</b>	<b>1,248,386</b>		
<b>事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)</b>		<b>5,707,559</b>	<b>8,368,218</b>	<b>-2,660,659</b>		
施設整備等収支	収入	施設整備等補助金収入	3,269,700	3,269,700	0	
		<b>施設整備等収入計(4)</b>	<b>3,269,700</b>	<b>3,269,700</b>	<b>0</b>	
	支出	設備資金借入金元金償還支出	3,269,700	3,269,700	0	
		<b>施設整備等支出計(5)</b>	<b>3,269,700</b>	<b>3,269,700</b>	<b>0</b>	
<b>施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		
その他活動収支	収入	その他の活動収入計(7)	0	0	0	
	支出	積立資産支出	5,639,070	5,638,484	586	
		その他の活動による支出	0	-106,206	106,206	
		<b>その他の活動支出計(8)</b>	<b>5,639,070</b>	<b>5,532,278</b>	<b>106,792</b>	
	<b>その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)</b>		<b>-5,639,070</b>	<b>-5,532,278</b>	<b>-106,792</b>	
予備費支出(10)		0	—	0		
<b>当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)</b>		<b>68,489</b>	<b>2,835,940</b>	<b>-2,767,451</b>		
前期末支払資金残高(12)		26,906,457	26,906,457	0		
<b>当期末支払資金残高(11)+(12)</b>		<b>26,974,946</b>	<b>29,742,397</b>	<b>-2,767,451</b>		



## 事業活動計算書

(自)平成27年4月1日 (至)平成28年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人初月保育園運営協議会

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	114,735,810	106,627,760	8,108,050
		経常経費寄付金収益	75,000	30,000	45,000
		<b>サービス活動収益計(1)</b>	<b>114,810,810</b>	<b>106,657,760</b>	<b>8,153,050</b>
	費用	人件費	80,990,815	79,110,617	1,880,198
		事業費	18,013,589	17,172,912	840,677
		事務費	8,179,025	7,084,892	1,094,133
		減価償却費	7,216,923	8,693,869	-1,476,946
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-6,172,325	-6,172,325	0
		<b>サービス活動費用計(2)</b>	<b>108,228,027</b>	<b>105,889,965</b>	<b>2,338,062</b>
	<b>サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)</b>		<b>6,582,783</b>	<b>767,795</b>	<b>5,814,988</b>
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益	81,512	95,609	-14,097
		受取利息配当金収益	19,070	17,523	1,547
		その他のサービス活動外収益	723,493	794,615	-71,122
		<b>サービス活動外収益計(4)</b>	<b>824,075</b>	<b>907,747</b>	<b>-83,672</b>
	費用	支払利息	81,512	95,609	-14,097
		その他のサービス活動外費用	640,210	650,700	-10,490
		<b>サービス活動外費用計(5)</b>	<b>721,722</b>	<b>746,309</b>	<b>-24,587</b>
	<b>サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)</b>		<b>102,353</b>	<b>161,438</b>	<b>-59,085</b>
	<b>経常増減差額(7)=(3)+(6)</b>		<b>6,685,136</b>	<b>929,233</b>	<b>5,755,903</b>
	特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	3,269,700	3,269,700
その他の特別収益			0	-8,140,180	8,140,180
<b>特別収益計(8)</b>			<b>3,269,700</b>	<b>-4,870,480</b>	<b>8,140,180</b>
費用		固定資産売却損・処分損	1	0	1
		国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	-3,269,700	0	-3,269,700
		国庫補助金等特別積立金積立額	3,269,700	0	3,269,700
		<b>特別費用計(9)</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>1</b>
<b>特別増減差額(10)=(8)-(9)</b>		<b>3,269,699</b>	<b>-4,870,480</b>	<b>8,140,179</b>	
<b>当期活動増減差額(11)=(7)+(10)</b>		<b>9,954,835</b>	<b>-3,941,247</b>	<b>13,896,082</b>	
繰越活動増減差額の部		<b>前期繰越活動増減差額(12)</b>		<b>6,471,340</b>	<b>12,412,587</b>
	<b>当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)</b>		<b>16,426,175</b>	<b>8,471,340</b>	<b>7,954,835</b>
	基本金取崩額(14)		0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)		0	0	0
	その他の積立金積立額(16)		5,000,000	2,000,000	3,000,000
	<b>次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)</b>		<b>11,426,175</b>	<b>6,471,340</b>	<b>4,954,835</b>

## 貸借対照表

平成 28 年 3 月 31 日 現在

社会福祉法人名 社会福祉法人初月保育園運営協議会

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	32,184,473	29,340,788	2,843,685	流動負債	5,711,776	5,704,031	7,745
固定資産	181,123,890	182,808,536	-1,684,646	固定負債	24,509,042	27,140,258	-2,631,216
基本財産	121,440,482	128,032,307	-6,591,825	負債の部合計	30,220,818	32,844,289	-2,623,471
その他の固定資産	59,683,408	54,776,229	4,907,179	純 資 産 の 部			
				基本金	8,089,156	8,089,156	0
				国庫補助金等特別積立金	114,093,014	120,265,339	-6,172,325
				その他の積立金	49,479,200	44,479,200	5,000,000
				次期繰越活動増減差額	11,426,175	6,471,340	4,954,835
				純資産の部合計	183,087,545	179,305,035	3,782,510
資産の部合計	213,308,363	212,149,324	1,159,039	負債及び純資産の部合計	213,308,363	212,149,324	1,159,039

# 社会福祉法人 初月保育園運営協議会 定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援する事を目的として、次の社会福祉事業を行う。

### (1) 第2種社会福祉事業

保育所 初月保育園の設置経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 初月保育園運営協議会という。

### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を高知県高知市南久万58番地2に置く。

## 第2章 役員並びに職員

### (役員の数)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 9名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

### (役員任期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として残任する期間とする。

(役員を選任等)

第7条 理事は、理事総数の3分の2以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによつては支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び高知市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第 12 条 この法人に、職員若干名置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

### 第 3 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 13 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産を運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金預金 1, 000, 000 円

(2) 建物

① 所在地 高知市南久万 5 8 番地 2、5 9 番地 2、6 1 番地 2

② 種類 保育園

③ 構造 鉄筋コンクリート造鋼板葺 2 階建

④ 床面積 1 階 454, 98 m<sup>2</sup>

2 階 350, 06 m<sup>2</sup>

計 805, 04 m<sup>2</sup>

- 3 運用財産は基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 14 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て高知市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、高知市長の承認は必要としない。

- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合。
- ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸与が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 15 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第 16 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第 17 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(決算)

第 18 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は毎会計年度終了後 2 月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 19 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 20 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 21 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

## 第 4 章 解散及び合併

(解散)

第 22 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 23 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2

以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第 24 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、高知市長の認可を受けなければならない。

## 第 5 章 定款の変更

(定款の変更)

第 25 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、高知市長の認可（社会福祉法愛 43 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高知市長に届け出なければならない。

## 第 6 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 26 条 この法人の公告は、社会福祉法人初月保育園運営協議会の掲示板に掲示するとともに、官報又は高知新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 27 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	小松	栄
理事	志和	良子
理事	大崎	敏明
理事	川澤	信男
理事	別役	梅井
理事	島本	昌明
理事	岡崎	英世
理事	中城	智子
監事	岡崎	英幸
監事	本川	安子

**附 則**

この定款は、昭和 63 年 10 月 24 日から施行する。

**附 則**

この定款は、平成 6 年 10 月 26 日から施行する。

**附 則**

この定款は、平成 10 年 7 月 6 日から施行する。

**附 則**

この定款は、平成 10 年 12 月 21 日から施行する。

**附 則**

この定款は、平成 13 年 3 月 3 日から施行する。

**附 則**

この定款は、平成 14 年 8 月 9 日から施行する。

**附 則**

この定款は、平成 14 年 12 月 18 日から施行する。

**附 則**

この定款は、平成 22 年 12 月 27 日から施行する。

**附 則**

この定款は、平成 26 年 12 月 16 日から施行する。